



## 臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け) に関するお知らせ

社会福祉課 ☎42-5626 (給付金専用) ☎42-5615

消費税率の引き上げに伴う低所得者の負担を緩和するため、今年度も臨時福祉給付金が支給されます。また、賃金引上げの恩恵が及ぶにくい障害・遺族基礎年金受給者を支援するため年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)が支給されます。

**①平成28年度臨時福祉給付金**  
**【支給対象者】**  
 平成28年1月1日に市に住民登録されており、平成28年度の市民税が課税されていない人(課税されている人に扶養されている人や、生活保護を受給されている人等を除く)

**【支給額】**  
 支給対象者1人につき 3千円

**②年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)**  
**【支給対象者】**  
 ①の臨時福祉給付金対象者のうち、障害・遺族基礎年金を受給している人(高齢者向け給付金の支給を受けた人を除く)

**【支給額】**  
 支給対象者1人につき 3万円

**■①および②の申請受付期間**  
 9月1日から12月1日までの3ヶ月間です。(12月1日消印有効)

**■申請方法**  
 申請書を対象世帯の代表者に郵送します。申請書が届きましたら、必要事項を記入の上、必要書類を添付し返送用封筒で返送ください。本庁・各支所に直接持参されても申請を受け付けます。

**○配偶者からの暴力を理由に避難している人へ**  
 事情により、基準日(28年1月1日)時点で市に住民票を移すことができない人でも給付金を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

**○給付金をかたった「電話de詐欺」や「個人情報詐取」に注意!**  
 国や市役所職員が電話でATMの操作を依頼したり、手数料等の振り込みを依頼することは絶対にありませんので十分注意してください。

不審な電話や郵便があった場合は、迷わず市役所や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

**■制度に関するお問い合わせ**  
 厚生労働省の相談窓口  
 (専用ダイヤル)  
 ☎0570-037-192  
 運営時間: 午前9時~午後6時  
 (土曜、日曜、祝日は除く)

**■申請方法**  
 I 申請書郵送(8月31日発送)  
 給付金を受け取るためには申請が必要で、申請書は対象世帯の代表者に郵送します。

II 申請書に記入  
 申請書に必要事項を漏れなく記入して下さい。

III 申請書を提出  
 申請書の記入・必要書類の添付が終わったら、申請受付期間内(平成28年12月1日)までに、返送用封筒で返送するか、本庁・各支所に直接提出してください。

IV 給付金の受取  
 支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金します。

## 第2子の保育所・幼稚園保育料を半額にします 拡大

子育て支援課 ☎47-1283 教育総務課 ☎42-0049



昨年度から第3子以降の保育料の無料化を実施しています。本年度からは第2子の保育料を半額にします。

これまで、保育所は同時入所、幼稚園は小学校3年生までに兄弟姉妹がいる場合を半額としていましたが、本年度から次の要件に該当する方は半額とします。これにより、子育て世帯の経済的な負担をより一層軽減し、子育て環境の充実を図り、出生率の向上及び子育て世代の定住促進を目指します。

**■対象の要件**  
 ①18歳以下の兄弟姉妹で、第2子が保育所もしくは幼稚園を利用している。  
 ②市税等の滞納がない。  
 詳しくは、保育所(子育て支援課)、幼稚園(教育総務課)にお問い合わせください。



## 税務課

Taxation Department

## 税金は納期限内納付が基本原則です

税務課 ☎42-5614

**■公平な納税を目指して**  
 私たちはなぜ税金を負担する義務があるのでしょうか。  
 国や地方公共団体は、私たちの社会を維持し、豊かにし、発展させるために、教育の振興、社会福祉の増進、消防・警察などさまざまな仕事をしています。これらの仕事をするためには、多くの費用を必要とします。この費用を負担し合っていくのが、皆様に納めていただく「税金」です。  
 ほとんどの市民の方は、市税を納期限内に自主的に納めてくださっています。  
 しかし、滞納している人が増えることによって滞納金額が増えること、督促状、催告書の送付など、滞納整理の経費に余分な税金を使うことにもなり、市民の皆様には大きな不利益が生じます。  
 現在、市では納税の公平性を保つために、差押えなどの滞納処分を強化し、納税相談に応じない滞納者に厳しい態度で臨んでいます。皆様の納税は、住みよいまちづくりに生かされる貴重な財源です。  
 なお、納期限内の納付がなかった場合は、つぎの流れにより滞納処分されます。



**■滞納は放置せず、はやめに税務課へ納税相談を!**  
 税金を滞納している方の中には、家庭や仕事の事情など、さまざまな問題を抱え込んでいる方が多く見受けられます。税の滞納問題は一人で悩まず、放置せず、まずは税務課へご相談ください。(納税相談を希望される場合は、事前にご連絡ください)

## ご存知ですか? 国民年金の任意加入制度と国民年金保険料の追納制度

三次年金事務所 ☎0824-62-3107

**■ご存知ですか? 国民年金の任意加入制度**  
 老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなど、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。ただし、加入できるのは、60歳から65歳になるまでの期間です。  
 なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となります。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(※昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、市(区)役所または町村役場、年金事務所にお問い合わせください。

**■国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ国民年金保険料の追納をお勧めします**  
 国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合は、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。  
 なお、追納等について、一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。注意すべきことがあります。追納のお申込みやご相談など詳しい話を聞きたい方は、お近くの年金事務所へお願いします。